

○恵庭市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定に関する要綱

令和8年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関し必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

（指定要件）

第2条 クーリングシェルターの指定を受けることができる施設は、次に掲げる全ての要件を満たす施設とする。

- (1) 市内に所在している施設であること。
- (2) 適当な冷房設備を有していること。
- (3) 当該施設が所在する地域に熱中症特別警戒アラート（法第19条第1項に規定する熱中症特別警戒情報をいう。）が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に無料で開放することができること。
- (4) 住民等が滞在のために必要かつ適切な設備及び空間を確保することができること。

（指定の申請）

第3条 クーリングシェルターの指定に係る申請は、別添「恵庭市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申込書」の提出により行うものとする。

（指定方法）

第4条 市は、前条の申請内容に支障が無いと認めたときは、クーリングシェルターとして指定するとともに、法第21条3項の規定により施設の管理者と協定を締結するものとする。

（公表）

第5条 市は、前条における協定を締結したときは、クーリングシェルターとして指定された施設の情報を、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（指定の期間及び更新）

第6条 クーリングシェルターとして指定される期間は、第4条の規定による指定があった日から当該年度末までとする。ただし、当該期間の満了の2か月前までに、施設から指定の更

新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものと
し、その後も同様とする。

(指定の取消し)

第7条 市は、クーリングシェルターとして利用する施設が次の各号のいずれかに該当すると
認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 施設が廃止されたとき。
- (2) 施設が第2条の各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (3) 第4条の協定が廃止されたとき
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき

(実施期間)

第8条 クーリングシェルターとして開放する期間は、4月第4水曜日から10月第4水曜日
までとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

